

第5次早島町総合計画 基本構想

(案)

令和3年11月

早島町まちづくり企画課

町長挨拶

町長挨拶挿入

(見開き左ページ 調整中)

私たちの暮らす早島町は、かつて干拓とい草の町として栄え、その後、明治29年に町制を施行して以来、今日まで、幾多の困難を克服しながら、自主自立のまちづくりを進めてきました。

そして地方分権の時代を迎えた今、私たちは、町の歴史と先人たちの進取の気性を受け継ぎながら、住民自治の理想を高く掲げ、自主自立の新たなまちづくりに取り組むために、ここに「早島町まちづくり憲章」を定め、これからのまちづくりの指針とするものです。

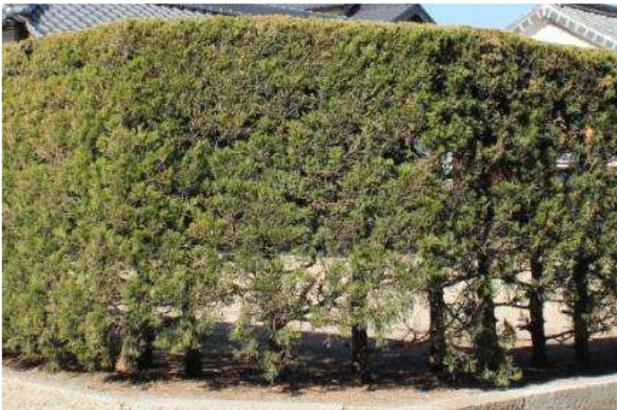
- (1) 豊かな未来をきずくために、『町民総参加のまちづくり』を進めます。
- (2) ふれあいの輪をひろげるために、『地域福祉のまちづくり』を進めます。
- (3) 町民が未来に向けて誇れるために、『水と緑の美しいまちづくり』を進めます。
- (4) 未来をひらく人づくりのために、『生涯学習のまちづくり』を進めます。
- (5) 安全で快適な環境づくりのために、『生活優先のまちづくり』を進めます。

(見開き右ページ 調整中)

町の花「サツキ」



町の木「カイズカイブキ」



目 次

第一節 基本構想

| | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 早島町のすがた | 6 |
| 2 | 課題の整理 | 17 |
| 3 | 改訂の考えかた | 20 |
| 4 | 目指すまちの姿 | 22 |
| 5 | まちづくりの基本目標..... | 27 |
| 6 | 基本方針 | 32 |

1

2

3

4

5

6

第一節 基本構想

1 早島町のすがた

早島町では、平成 27(2015)年 3 月に改訂第 4 次早島町総合計画（以下「改訂 4 次総合計画」といいます。）を策定し、まちづくりを進めてきました。

改訂 4 次総合計画の策定から 6 年間が経過し、次期総合計画（以下「5 次総合計画」といいます。）の策定を進めるにあたり、統計などの定量的なデータを用いて《まちの姿》の変化を振り返ります。

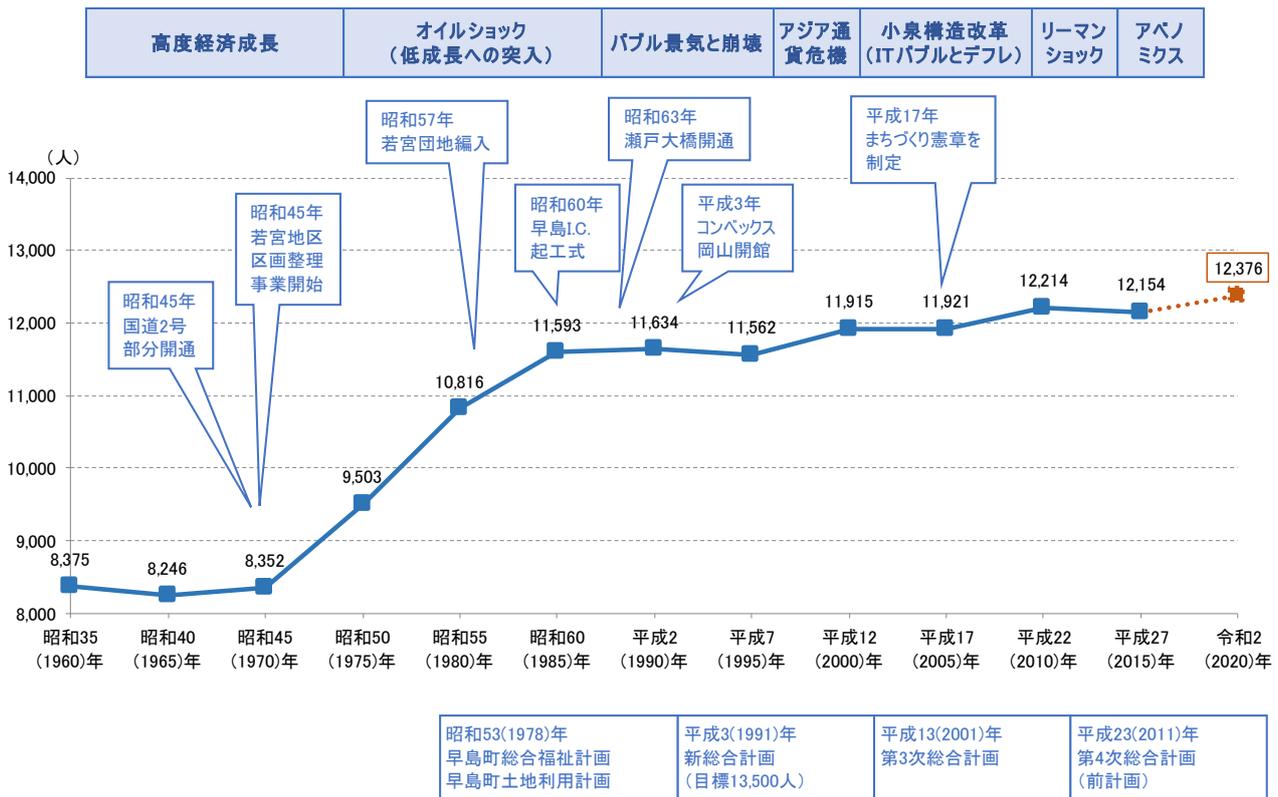
(1) まちづくりの沿革

町内では、国道 2 号の部分開通や若宮地区の区画整理事業を開始した昭和 45(1970)年から急激に人口が増加しました。

コンベックス岡山が開館した平成 3(1991)年には、町の「新総合計画」で目標人口 13,500 人が掲げられています。

近年は増加と横ばいを繰り返しており、令和 2 年国勢調査¹（速報値）では人口 12,376 人、世帯数 4,507 世帯となっています。

図表 1 本町の人口推移とまちづくりの沿革



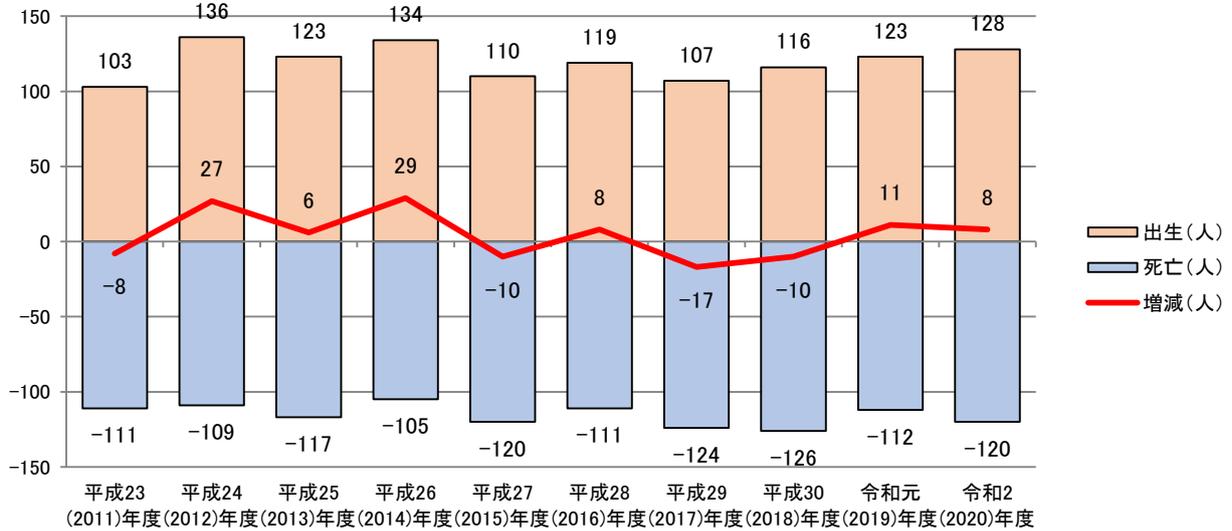
資料：国勢調査（令和 2（2020）年は速報値）

¹ 国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とした調査。なお、総合計画策定段階では、令和 2（2020）年の数値は速報値のみの公表であったため、図表 1 以外の数値については、平成 27（2015）年の数値を最新のものとして掲載しています。

1 (4) 出生・死亡数

2 平成 29～30(2017～2018)年度には 2 年連続で死亡数が出生数を上回る自然減となりましたが、
 3 令和元(2019)年度以降は再び自然増に転じています。

4 図表 4 出生・死亡数の推移

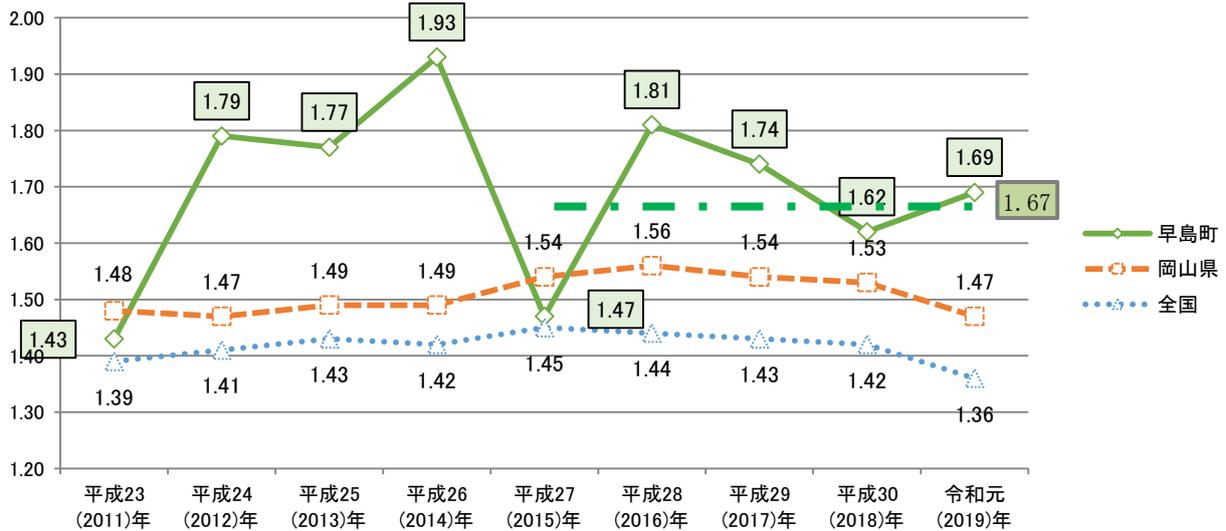


5 資料：住民基本台帳（4月1日時点）

7 (5) 合計特殊出生率

8 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は平成27(2015)～令和元
 9 (2019)年調査の平均で1.67となっており、岡山県に対して+0.14、全国に対して+0.25とおお
 10 むね良好です。

11 図表 5 合計特殊出生率の推移

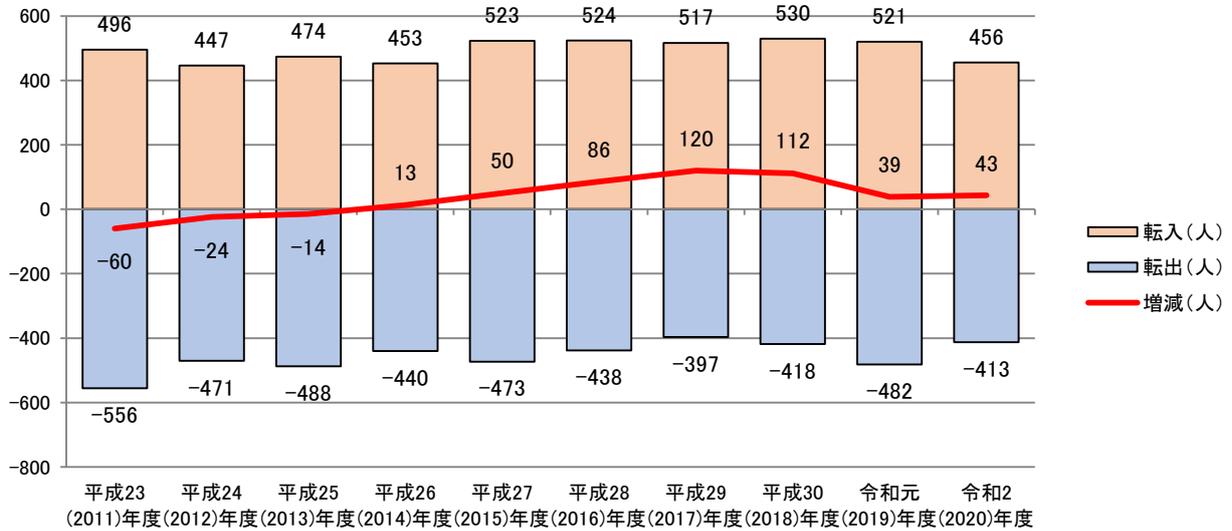


12 資料：人口動態統計、岡山県衛生統計年報（令和元(2019)年は試算値）

1 **(6) 転入・転出人口**

2 平成 26(2014)年度以降は転入数が転出数を上回る社会増の傾向が続いていますが、平成
3 30(2018)年度以降は頭打ちとなっています。

4 図表 6 転入・転出数の推移

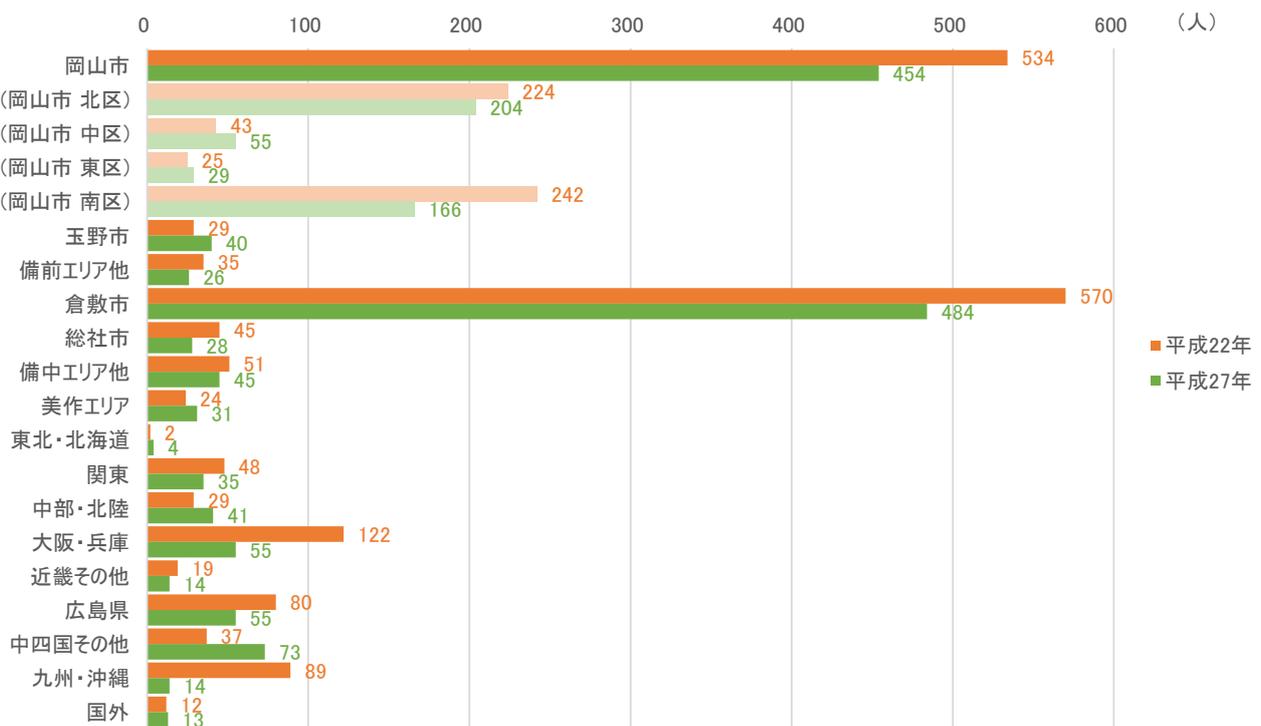


5 資料：住民基本台帳（4月1日時点）

7 **(7) 転入者の従前居住地**

8 本町に転入した人が以前に住んでいた場所を市区町村別にみると、過去 2 回の調査では倉敷
9 市からがもっとも多く、次いで岡山市（特に北区・南区）が多くなっています。

10 図表 7 従前居住地別の転入者数



11 資料：国勢調査

(8) 土地利用

市街化区域では、平成 9(1997)年に比べ平成 30(2018)年では自然的土地利用が 14ha 減少し、都市的土地利用へ転換していますが、市街化調整区域では、市街化区域よりも多い 40ha が自然的土地利用から都市的土地利用へ転換しています。

図表 8 近年の土地利用別面積の変化

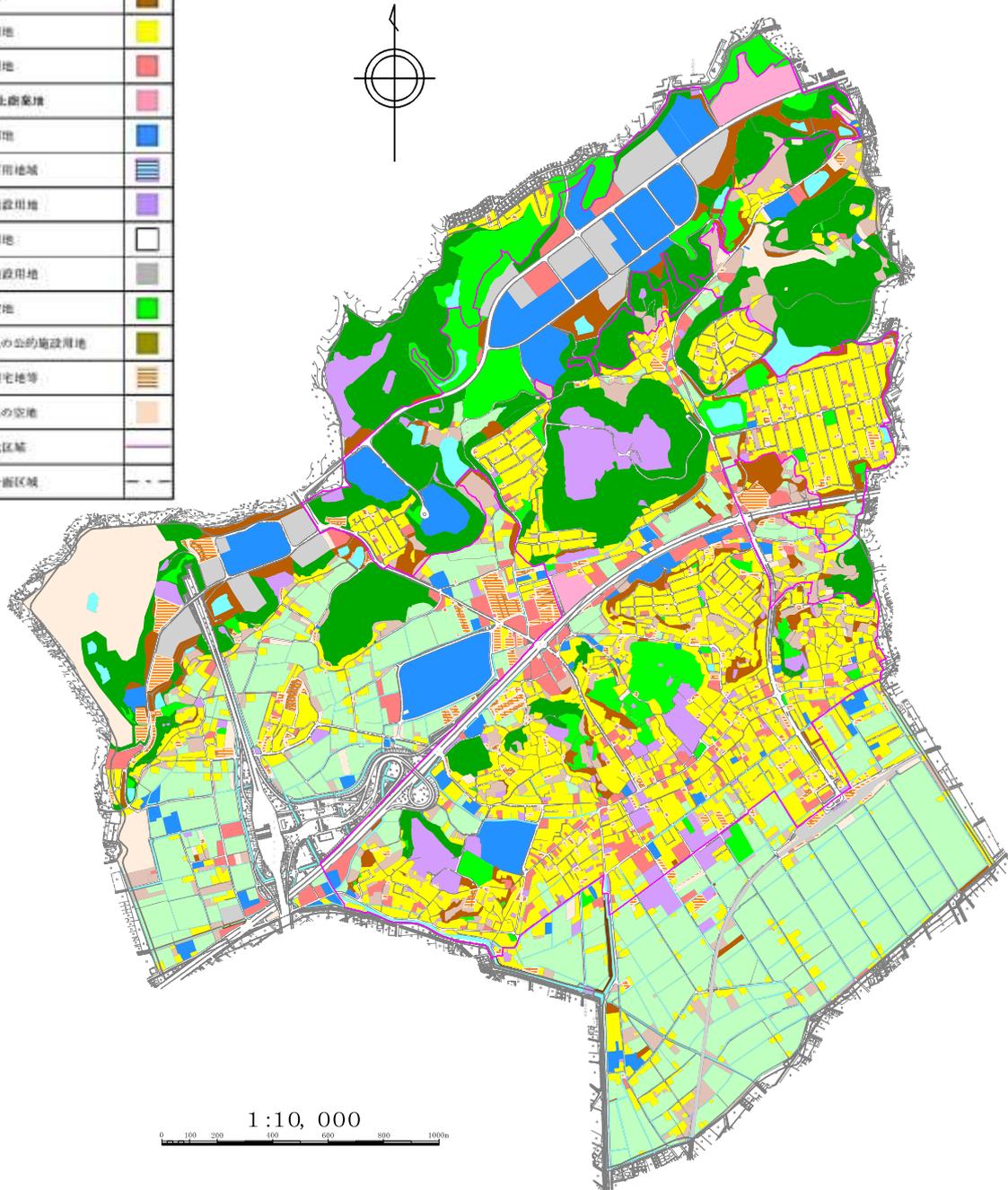
| | | | 平成 24 (2012) 年 | | 平成 30 (2018) 年 | |
|-------------|----------|-----|----------------|--------|----------------|--------|
| | | | 面積 (ha) | 割合 (%) | 面積 (ha) | 割合 (%) |
| 自然的 土地利用 | 農地 | 田 | 147.8 | 19.4 | 146.4 | 19.2 |
| | | 畑 | 37.2 | 4.9 | 35.4 | 4.6 |
| | | 小計 | 185.0 | 24.3 | 181.8 | 23.9 |
| | その他 | 山林 | 106.9 | 14.0 | 107.1 | 14.1 |
| | | 水面 | 23.5 | 3.1 | 24.7 | 3.2 |
| | | 自然地 | 26.1 | 3.4 | 25.3 | 3.3 |
| | 小計 | | 341.4 | 44.9 | 338.9 | 44.5 |
| 都市的 土地利用 | 宅地 | 住宅 | 117.8 | 15.5 | 122.3 | 16.0 |
| | | 商業 | 26.5 | 3.5 | 27.5 | 3.6 |
| | | 工業 | 58.5 | 7.7 | 44.0 | 5.8 |
| | | 小計 | 202.8 | 26.6 | 193.9 | 25.4 |
| | 公共公益 | | 64.8 | 8.5 | 62.4 | 8.2 |
| | 道路 | | 101.4 | 13.3 | 100.0 | 13.1 |
| | 交通 | | 4.9 | 0.6 | 18.3 | 2.4 |
| | その他の公的施設 | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | その他の空地 | | 45.7 | 6.0 | 48.5 | 6.4 |
| | 小計 | | 419.6 | 55.1 | 423.1 | 55.5 |
| 合計 | | | 761.0 | 100.0 | 762.0 | 100.0 |

資料：都市計画基礎調査

図表 9 現況土地利用状況

1
2
3
4
5
6

| 凡 例 | |
|------------|-----|
| 区 分 | 色 彩 |
| 田 | |
| 畑 | |
| 山林 | |
| 水面 | |
| 河原等 | |
| 原野等 | |
| 住宅用地 | |
| 商業用地 | |
| 1ha以上商業地 | |
| 工業用地 | |
| 工業専用地域 | |
| 公営施設用地 | |
| 道路用地 | |
| 交通施設用地 | |
| 公共空地 | |
| その他の公的施設用地 | |
| 未利用宅地等 | |
| その他の空地 | |
| 市街化区域 | |
| 都市計画区域 | |



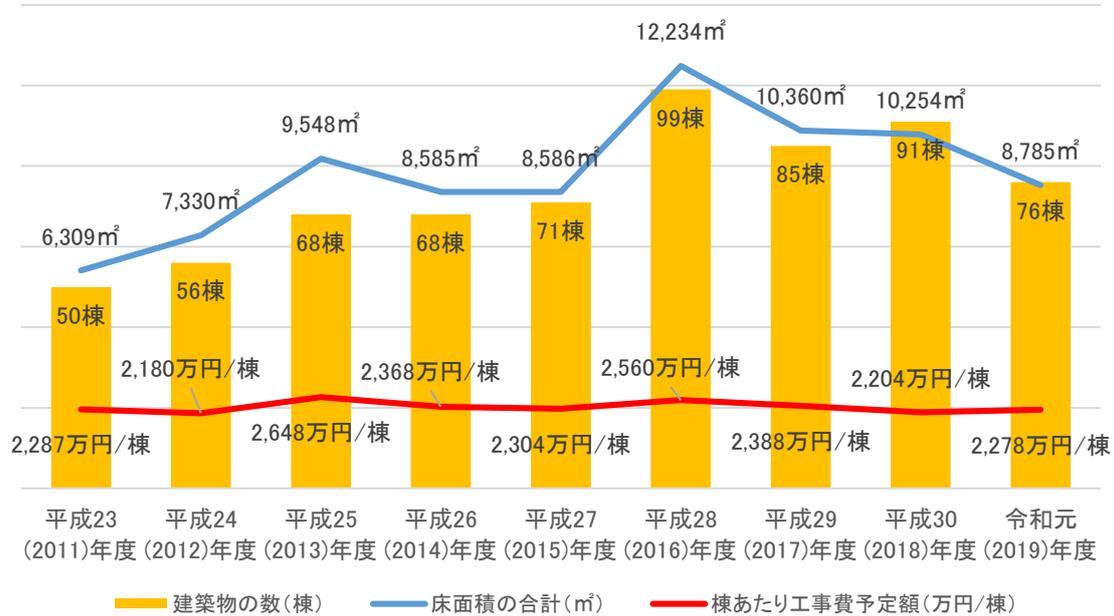
7
8

資料：都市計画基礎調査（平成 30(2018)年）

1 (9) 住宅

2 居住専用住宅の着工棟数は平成 28(2016)年をピークに減少へ転じ、令和元(2019)年には 4 年
3 ぶりに 80 棟を下回りました。

4 図表 10 住宅新設着工の推移

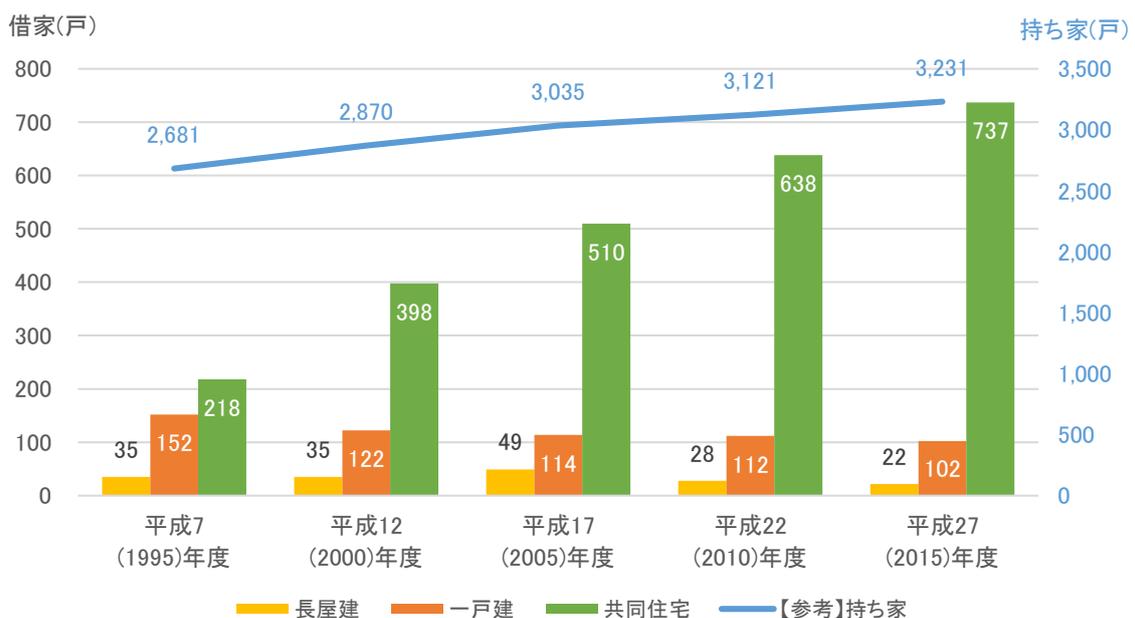


5 資料：建築着工統計調査

7 (10) 借家世帯

8 借家に居住する世帯は増加傾向にあり、中でも共同住宅（アパート等）が著しく増加してい
9 ます。持ち家に居住する世帯も増加傾向です。

10 図表 11 住宅の建て方別借家に居住する世帯数の推移

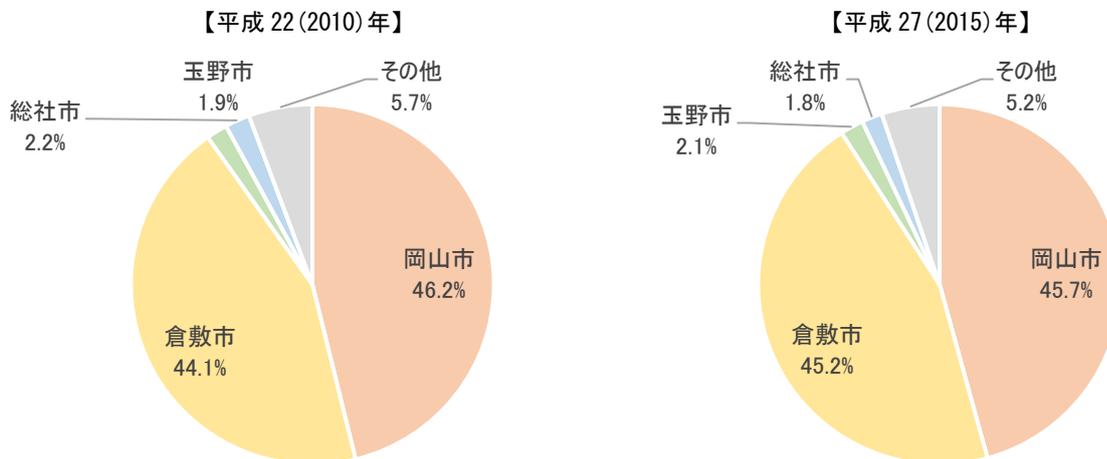


11 資料：国勢調査

(11) 流入・流出口

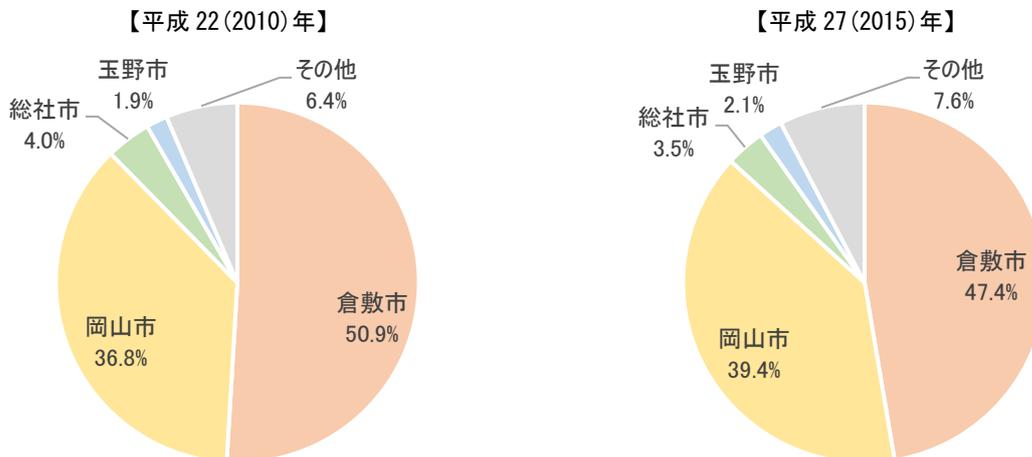
通勤・通学の流出口が4,431人、流入人口が4,135人で流出超過は296人となっています。主な流出先は岡山市と倉敷市で、両市で流出口の90.9%を占めています。また、昼間人口²の割合が平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけて急激に上昇しています。

図表 12 主な流出先別通勤・通学者数



資料：国勢調査

図表 13 主な流入元別通勤・通学者数の推移



資料：国勢調査

図表 14 通勤・通学の推移

| | 夜間人口 (常住人口) A | 流出口 B | 流入人口 C | 流入超過人口 (△流出超過) D=C-B | 昼間人口 E=A+D | 昼間人口比率 F=E/A×100 |
|-------------|---------------------|----------|-----------|----------------------------|---------------|---------------------|
| 平成7(1995)年 | 11,562 | 4,539 | 2,322 | △2,217 | 9,345 | 80.8 |
| 平成12(2000)年 | 11,915 | 4,593 | 2,688 | △1,905 | 10,010 | 84.0 |
| 平成17(2005)年 | 11,921 | 4,447 | 2,813 | △1,634 | 10,287 | 86.3 |
| 平成22(2010)年 | 12,214 | 4,481 | 3,165 | △1,316 | 10,898 | 89.2 |
| 平成27(2015)年 | 12,154 | 4,431 | 4,135 | △296 | 11,858 | 97.6 |

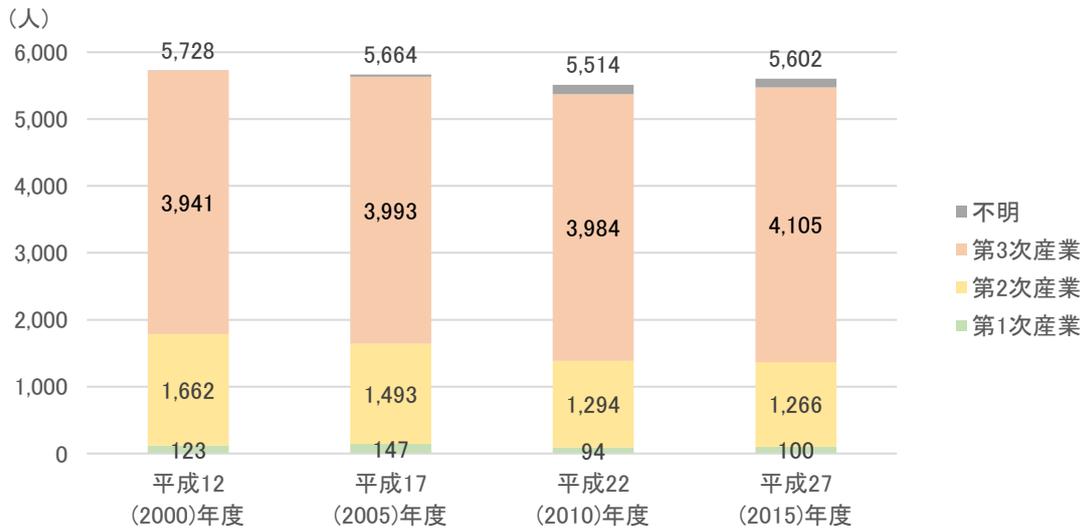
資料：国勢調査

² 昼間人口：常住人口－流出口＋流入人口

(12) 従業人口

各産業とも若干の増減はあるものの、大幅な従業人口増減はありません。

図表 15 産業別従業人口の推移



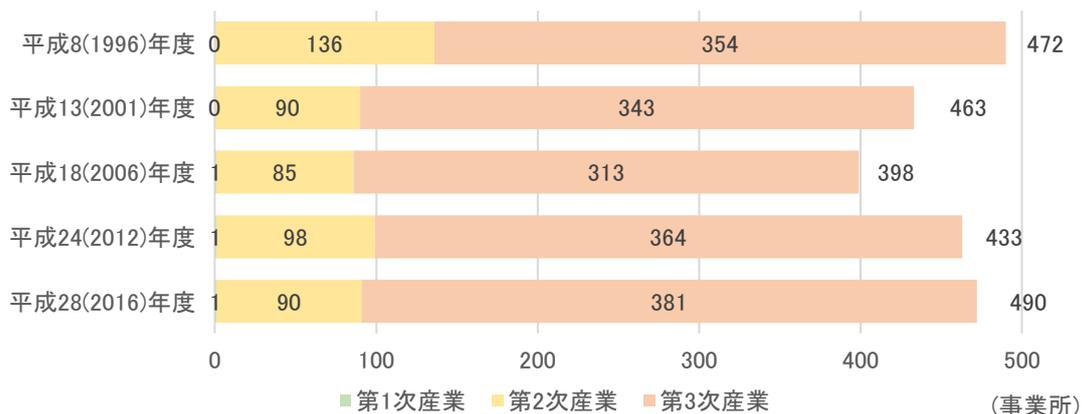
資料：国勢調査

(13) 事業所数

運輸・通信業と不動産業は平成8(1996)年度と比較して2倍程度に増加しています。

図表 16 産業別事業所数の推移

| (単位：事業所) | | 平成8 (1996)年度 | 平成13 (2001)年度 | 平成18 (2006)年度 | 平成24 (2012)年度 | 平成28 (2016)年度 |
|----------|------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 第1次産業 | 農業、輸業 | - | - | 1 | 1 | 1 |
| | 漁業 | - | - | - | 0 | 0 |
| 第2次産業 | 鉱業 | - | - | - | 0 | 0 |
| | 建設業 | 62 | 45 | 46 | 55 | 51 |
| | 製造業 | 74 | 45 | 39 | 43 | 39 |
| 第3次産業 | 電気・ガス・水道業 | 2 | 2 | - | 0 | 0 |
| | 運輸・通信業 | 24 | 25 | 28 | 41 | 49 |
| | 卸売・小売業・飲食店 | 173 | 179 | 168 | 166 | 171 |
| | 金融・保険業 | 4 | 4 | 4 | 3 | 5 |
| | 不動産業 | 15 | 19 | 16 | 30 | 28 |
| | サービス業 | 131 | 111 | 97 | 124 | 128 |
| 公務 | 5 | 3 | - | - | - | |
| 計 | | 490 | 433 | 398 | 463 | 472 |

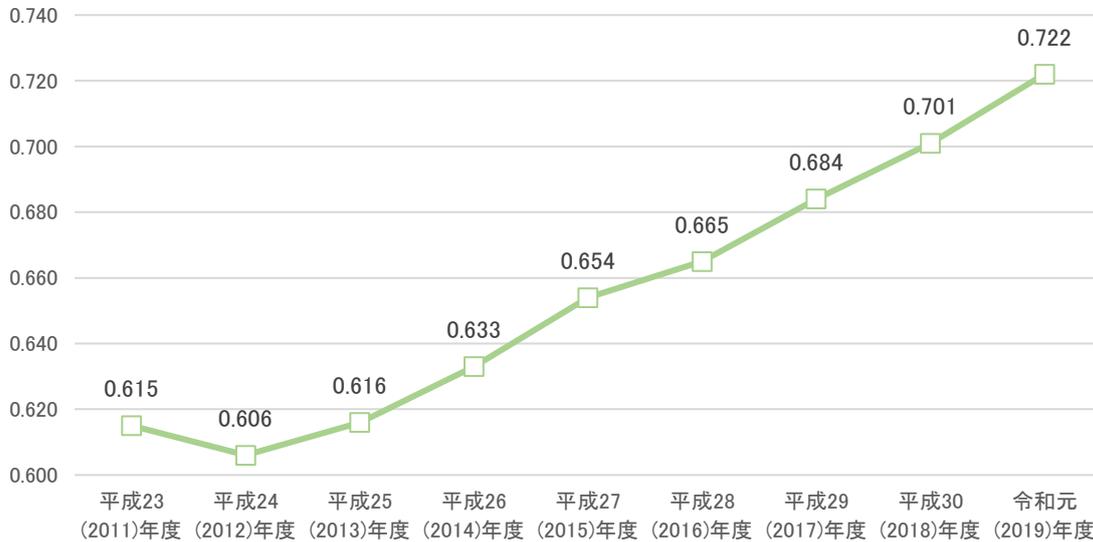


資料：事業所・企業統計調査（平成18年度以前）、経済センサス-活動調査（平成24年度以降）

1 **(14) 財政力指数**

2 本町の財政力指数は平成 24(2012)年度から上昇傾向にあり、令和元(2019)年度には県内の町
3 村で最も高い 0.722 となっています。

4 **図表 17 財政力指数の推移**

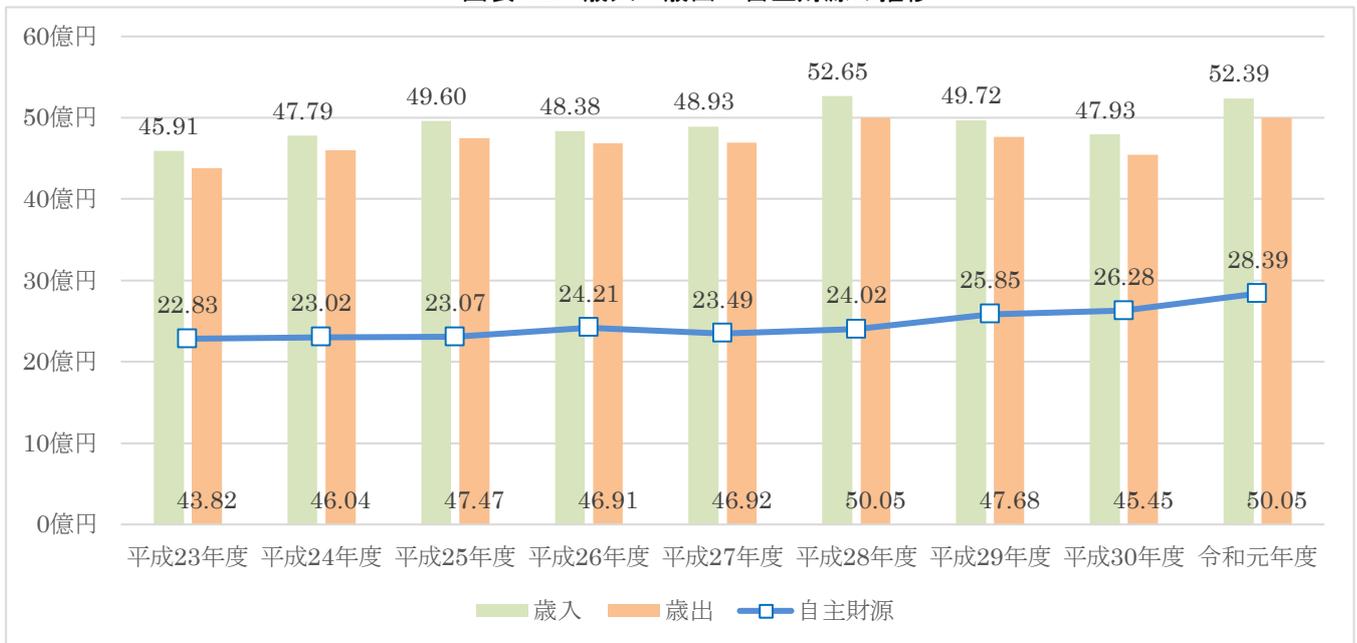


5 資料：総務課

7 **(15) 歳入・歳出・自主財源**

8 歳入・歳出の推移をみると、年度によってばらつきがあるものの、平成 23(2011)年度以降は
9 増加傾向にあります。また、自主財源については、増加傾向にあります。

10 **図表 18 歳入・歳出・自主財源の推移**



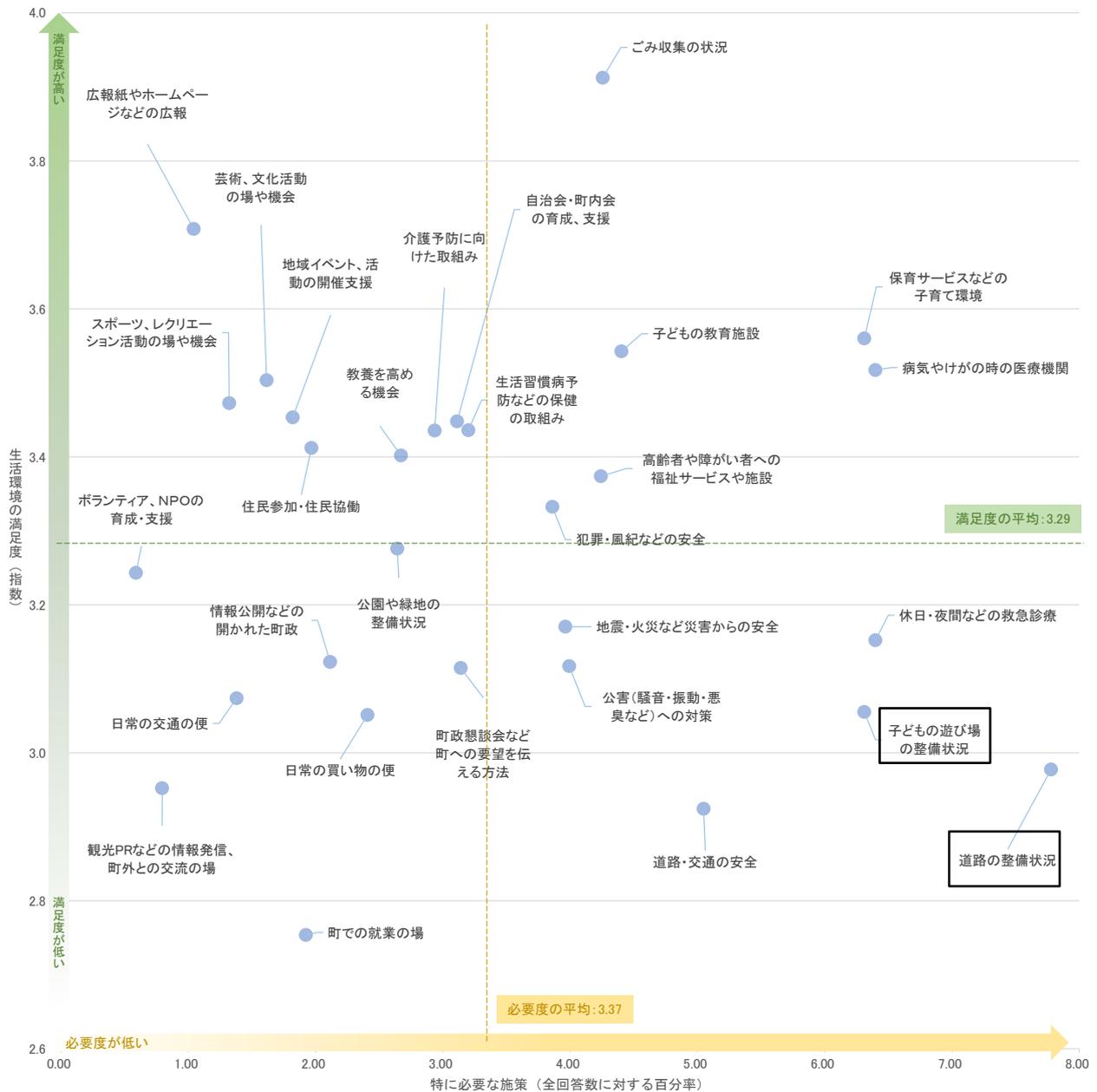
11 資料：総務課

1 (16) 住み心地や町政に対する満足度

2 令和2(2020)年3月に実施した町民アンケート調査において、「今後も早島町に住み続けたい
3 と思う」と回答した人は93%であり、暮らしを取りまく生活環境の満足度も全体的には上昇傾
4 向です。項目別では《ごみ収集の状況》の満足度が一番高く、次いで《広報紙やホームページ
5 などの広報》の満足度が高くなっています。一方で、《道路の整備状況》や《子どもの遊び場
6 の整備状況》は、必要度が高いものの、満足度は低くなっています。

7 また、《公園・広場の充実》や《都市基盤の整備》、《交通安全対策の充実》などでは10年
8 前の平成22(2010)年調査と比較して満足度が低下しています。(図表20)

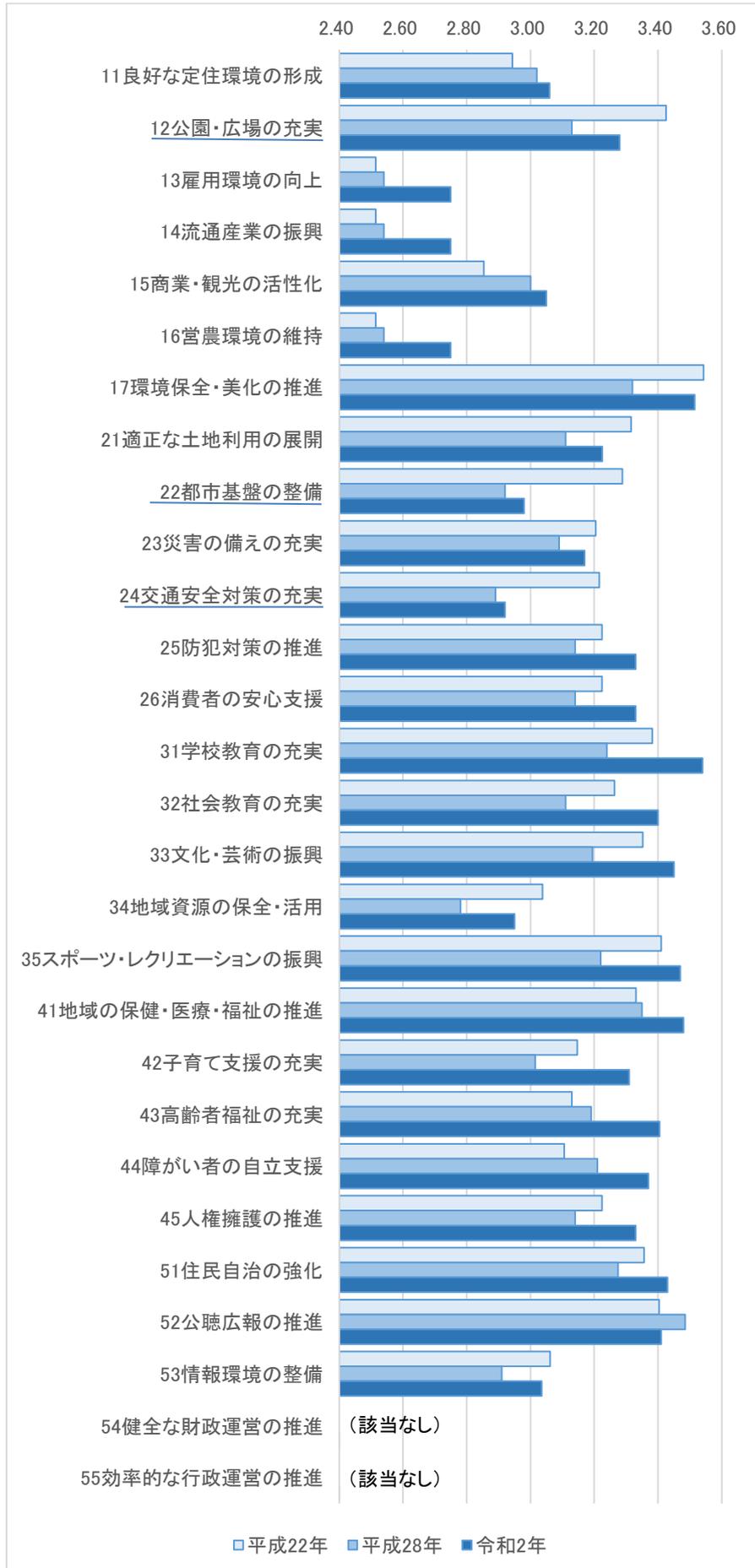
9 図表 19 町民アンケート調査における満足度・必要度の分布
10



資料：早島町調べ

1
2

図表 20 町民アンケート調査における満足度の推移



資料：早島町調べ

3
4

2 課題の整理

前項 1(1)～(16)で示した「早島町のすがた」をもとに、5次総合計画の策定に向けた課題を整理します。

(1) まちの基盤、都市の機能に関する課題

基盤施設の整備や維持管理、国・県のまちづくりとの連携など、ハード事業の取組は着実に進んでいますが、環境に配慮したまちづくりや災害弱者・交通弱者・情報弱者の視点に立ったまちづくりや旧市街地の通過交通への交通安全対策などの施策展開が求められています。

これらの施策については、実態や意向を把握した上で、迅速に取り組むことができる事業を増やしていく必要があります。

(2) 住まいや生活環境、雇用に関する課題

人口増の大部分を転入により実現してきた本町においては、住まいと暮らしの魅力がなによりも重要です。旺盛な需要によって市街化調整区域のあちこちに無秩序な開発が起きており、基盤の整った新たな市街地が新規人口の受け皿として求められています。

一方で、高度成長期に開発された団地や既存市街地では高齢化が進み、車を運転せず歩いて暮らせる環境が求められますが、これを町内の広範囲で実現するには行政と事業者、それを支える利用者の協力関係が不可欠です。

(3) 高齢・障がい者福祉や子育て支援に関する課題

保健・医療・福祉の施策に関してはおおむね満足度が上昇する傾向にありますが、昨今のコロナ禍による生活様式の変化に加え、今後さらなる高齢化の局面が訪れた際に買い物弱者などの不便が発生しないよう、生活空間における移動の円滑化を進める必要があります。

また、保育や教育といった子育て関係の施策には需給の逼迫が起きており、転入世帯の増加を見すえた体制の強化が必要となり、喫緊の対応が求められています。

(4) 学校教育や生涯学習、まちの文化に関する課題

本町の学校教育はその先進性・独自性で内外の高い評価を得ていますが、保育と同じく人口増による逼迫が起きており、喫緊の対応が求められています。今後さらなる少人数学級が望まれる社会情勢のなか、持続可能な教育のあり方の検討が迫られています。

また、はやしま学による地域学習など本町の強みである社会教育分野についても、成人向けの生涯学習や地域の歴史資源保護など幅広い世代の町民参加を図ることで、生活文化の継承や子どもの《参加する権利》の保障、ひいては将来のまちづくりの担い手としての育成にも繋げることが重要です。

(5) 参画と協働、行政経営に関する課題

住民有志による自治組織やボランティア活動は、これまでも地域の風紀やマナーの向上、美化による犯罪や事故の抑制など、住生活の向上に大きく寄与してきました。また、志縁団体であるNPO³は、事業者と並び行政と住民に続く第三の自治活動の主体として立ち位置を確立しつつあります。これらの活動主体を支援し、まちづくりへの入り口を拡大していくことが求められます。

一方で、地方公共団体の行政経営は厳しい状況が続いています。人口増に対応した財政基盤を確立し、透明性のある意思決定の下で将来を見すえた集中的な取組を進め、住民や事業者の理解と協力を得ていくことが重要です。

(6) 分野横断的な課題

本町は人口13,500人を目標として40年以上の取組を進めており、幾度かの停滞はあるものの概ね人口の増加傾向を維持していますが、さらなる人口の定着が急速に進んだ場合、複数の行政サービスが追い付かなくなる可能性があります。ヒト・モノ・カネの逼迫を回避するため、5次総合計画においては人口増への対応を重点課題として捉える必要があります。

また、まちづくりの各分野は共通の受益者や場所によって緩やかに重なっています。施策の体系を検討するにあたり、これらの分野間の連携や情報共有に道筋を立てることが重要です。

³ NPO：Non Profit Organization の略で、非営利組織とも訳されます。営利を目的とせず、まちづくりや保健・医療・福祉・環境保全・国際協力など社会的な活動を行う民間の組織や団体のことです。

3 改訂の考えかた

課題の整理を受け、総合計画の改訂における基本的な考え方を以下に示します。

(1) 成果が出ている施策の継続性を大切にする

改訂4次総合計画に基づく施策の実施状況はおおむね堅調であり、評価についても町民アンケートでの満足度は上昇傾向にあります。

今後、暮らしの満足度において恵まれた状況を活かしていない分野に注力する上でも、一定の評価が得られた分野の施策については継続的な取組を原則とします。

総合計画は基本構想における①基本目標、②基本計画における基本施策および③個別施策で構成されていますが、おおむね良好な結果が出ている取組の継続性を重視し、施策から目標へのボトムアップで見直しを行うものとします。

改訂4次総合計画の庁内評価と町民アンケートの評価結果から、基本計画の重点的な見直しを行うものとします。

(2) 早島町の長所を伸ばし磨き上げる施策を見つける

定住に関する意向は93%と非常に高く、近年の人口推移も社人研の将来人口推計を大きく上回り増加が続いていますが、一方で生活環境の向上にかかる評価がやや低く、柔軟かつ迅速な施策への展開ができていない状況がうかがえます。

転入人口の継続的な増加からみると、本町の住環境は外部の視点で高く評価されていると考えられます。流通産業や通勤における立地特性などの相対的な優位性や、ESD⁴（持続可能な開発のための教育）・生涯学習における全国的にも先行した取組など、ポテンシャルのある分野を他には真似できない絶対的なアピールポイントとして確立する、戦略的なメリハリを意識した構想とします。

⁴ ESD: Education for Sustainable Development の略で、持続可能な社会の創り手を育む教育ともいわれます。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取組む (think globally, act locally) 学習・教育活動のことです。

(3) 今後、より深刻化しそうな課題の変化に備える

本町は従来から将来人口 13,500 人を目指してきましたが、それを前提としたまちづくりへ先行的に取り組むことは困難でした。現時点の人口増加に対しても、保育・教育体制の逼迫や子育てのための住環境整備など、施策が実態に追いついていない状況があります。

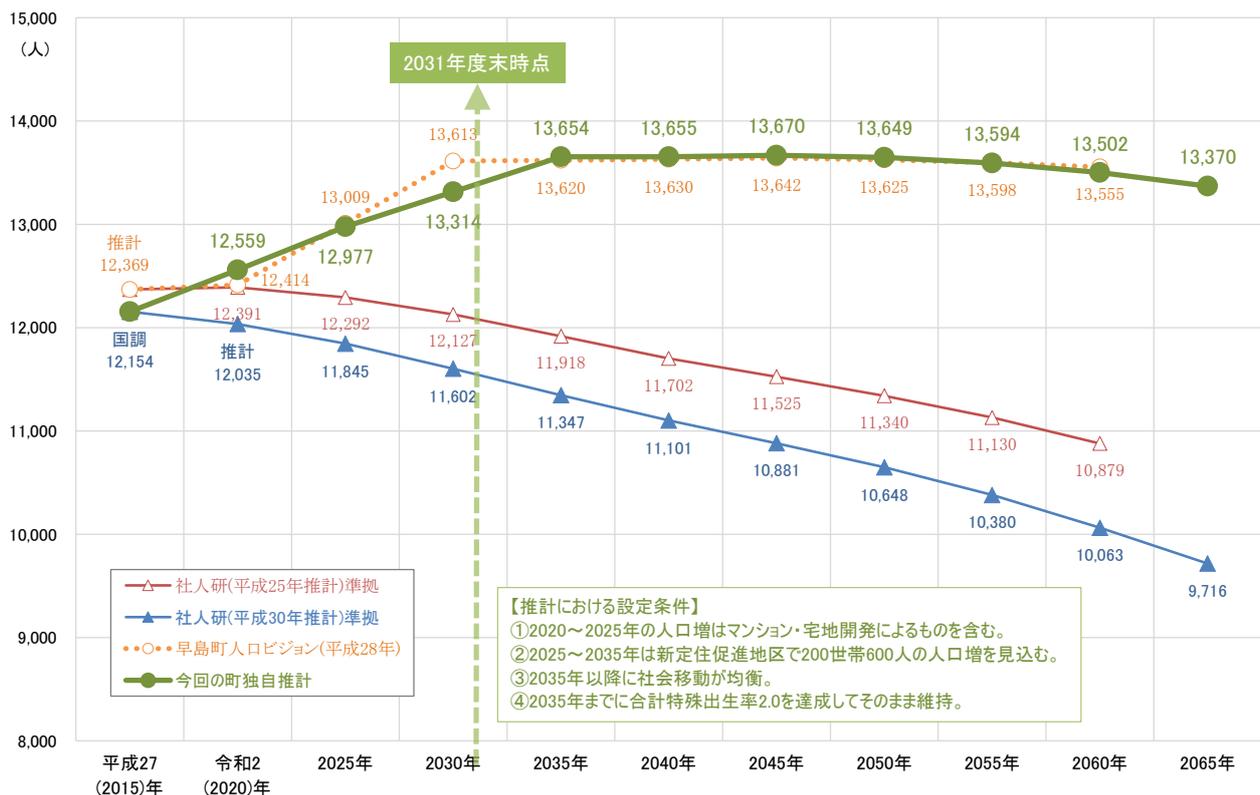
今後、定住促進策の推進により一層の転入加速が見込まれる中、住環境の悪化や安全性の低下を引き起こさないよう、施策効果も含む定量的な見通しを踏まえた構想とします。

また、SDGs⁵（持続可能な開発目標）の達成と Society 5.0⁶（創造社会）の到来への備えとともに、コロナ禍による「新たな生活様式」への急速な転換など、想定外の状況でも破綻せず、柔軟に対応できる受益者目線での施策展開を心がけます。

(4) 人口変動の見通しを明らかにする

5次総合計画 基本構想においては、《定住促進と出生率の改善》を反映した人口の見通しを基本とします。

図表 21 定住促進と出生率の改善を反映した中長期的な人口の見通し（人）



⁵ SDGs：2030年を目標に、地球上の誰一人も取り残さない（leave no one behind）持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

⁶ Society 5.0：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されました。

4 目指すまちの姿

改訂4次総合計画では、目指すまちの姿を「やさしさと希望にみちたまち 早島」とし、その実現に向けた想いを基本理念として示しました。5次総合計画においては、まず「まちづくりとどう進むものか」を基本理念として整理し、それにより実現する将来像を示します。

(1) まちづくりの基本理念

本町は、温暖な気候と自然災害の少ない瀬戸内エリアにあって、広域的には関西、広島、四国及び山陰方面への交通の要衝であると同時に、岡山市と倉敷市に挟まれた生活の利便性とゆとりある居住環境、質の高い住民サービスによって長らく町勢を保ってきました。近年、我が国は急速な高齢化と少子化が進んでいますが、本町の人口は自然動態・社会動態とも増加傾向が続いており、生活環境にもおおむね高い評価を得られています。

岡山市・倉敷市に囲まれた本町が将来にわたり自主自立のまちとして持続的に発展していくためには、暮らしのなかで実感できる幸せが何よりも優先されます。良好な住環境や都市機能がもたらす安全かつ豊かな暮らしをまちの基盤として維持し続けるとともに、人のつながりに根ざした安心と豊かさの実感を次世代に引き継いでいくことが大切であると考えます。

このような考えから、5次総合計画におけるまちづくりの基本理念を以下のとおり定めます。

まちづくりの基本理念

安全安心に暮らせ

豊かさと幸せが実感できるまち

未来に希望のある質の高い暮らし

子育て・教育など次世代を育む施策へ積極的に取り組むとともに、まちづくりや人材育成に地域の高齢者などが安心して取組めるよう、住民サービスの安定的な提供や時代に即した仕組みの見直しに取り組めます。

生活の質を向上させ、定住人口を確保し、地域活力を維持することにより、持続可能なまちづくりを推進します。

安全、快適で活力のある生活空間

宅地供給に必要な基盤整備や道路・交通安全施設などの整備に引き続き取り組むとともに、人と情報が交流して活力を生み出す場となるよう、早島駅の拠点化に向けた事業を進めます。

早島町に住みたいと考える人たちの希望を叶え、その期待に応えるため、ゆとりある住まいと暮らしやすい生活環境を両立するメリハリのあるまちづくりを推進します。

イラスト挿入予定

イラストイメージ

(下記イラストは改訂4次総合計画のもの)



1

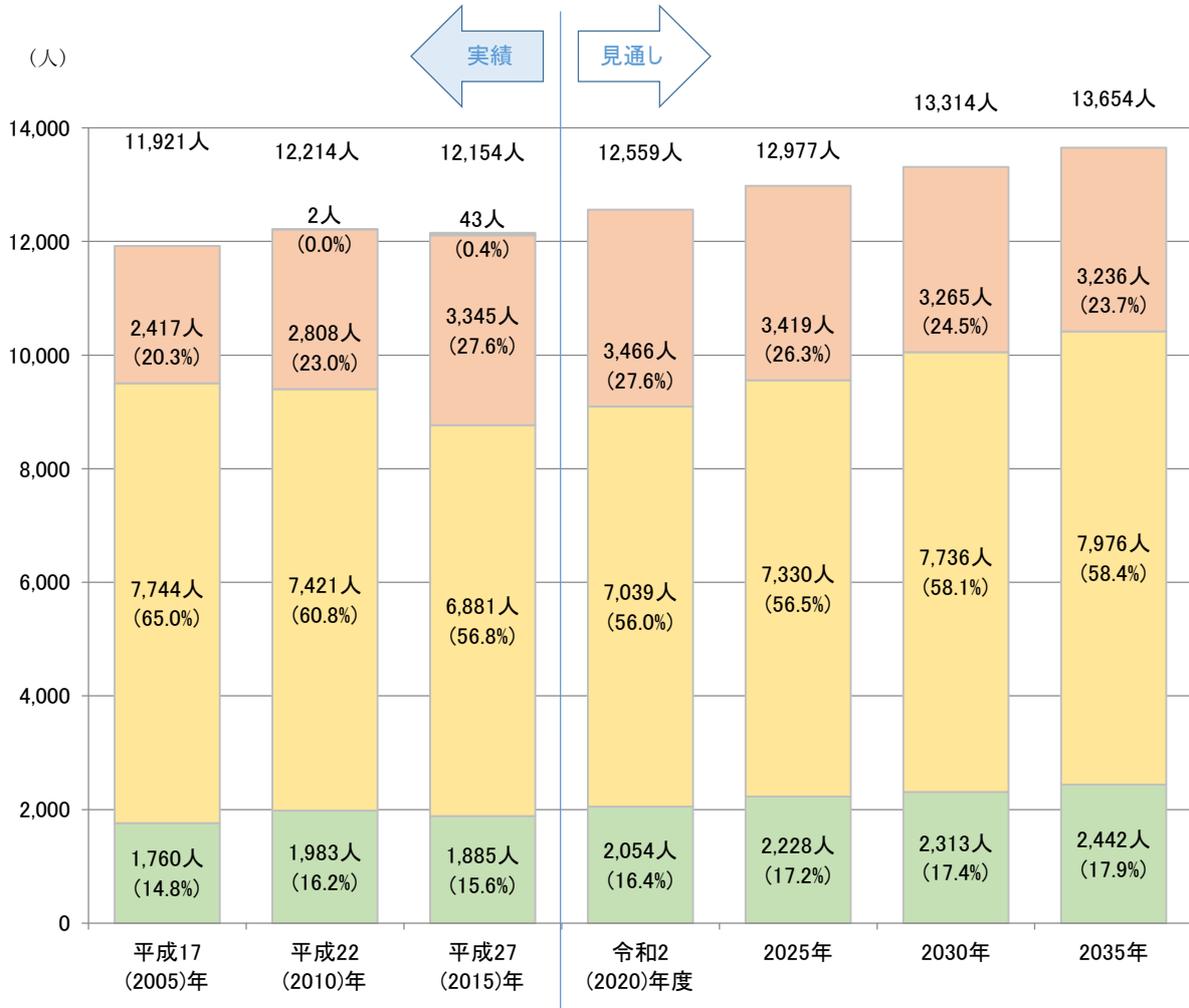
2

1 (2) 将来人口

2 全国的な人口減少が進む中で、本町では自然動態・社会動態ともおおむね増加する傾向が
3 続いています。

4 定住促進と出生率の改善によって持続可能な人口規模と年齢構成を実現することを念頭に、
5 令和 13(2031)年度末の人口を約 13,400 人と見込みます。

6 図表 22 本町の人口の推移と中長期的な見通し（各年10月1日）



7 ■年少人口(15歳未満) ■生産年齢人口(15~64歳) ■老年人口(65歳以上) ■不詳

8 資料：国勢調査(平成17-27年)、早島町(令和2-2035年)

9 図表 23 各年度末における人口の見通し

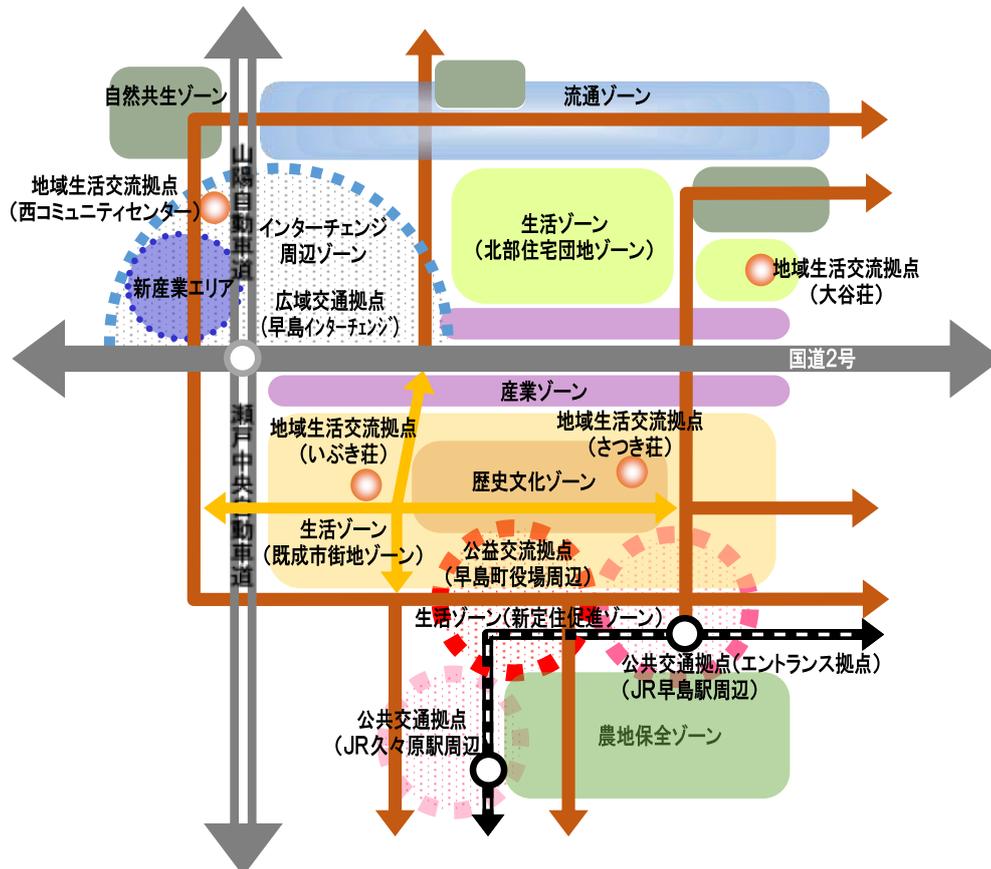
| 時点 | 令和 3(2021)年度末 | 令和 8(2026)年度末 | 令和 13(2031)年度末 |
|----|---------------|---------------|----------------|
| 人口 | 12,684 人 | 13,079 人 | 13,416 人 |

10 資料：早島町

1 **(3) 都市構造・都市機能の展望**

2 人口減少、高齢化の進行等が予測される中、長期的な展望の下、町民の生活や交流を支える
 3 拠点、暮らしや様々な活動の場となるゾーン、人々の交流や流通を支える軸を設定し、都
 4 市機能の集約や居住地の適正な誘導を図ることで、コンパクトで持続可能な集約型都市構造
 5 の構築をめざします。

6 図表 24 将来都市構造図

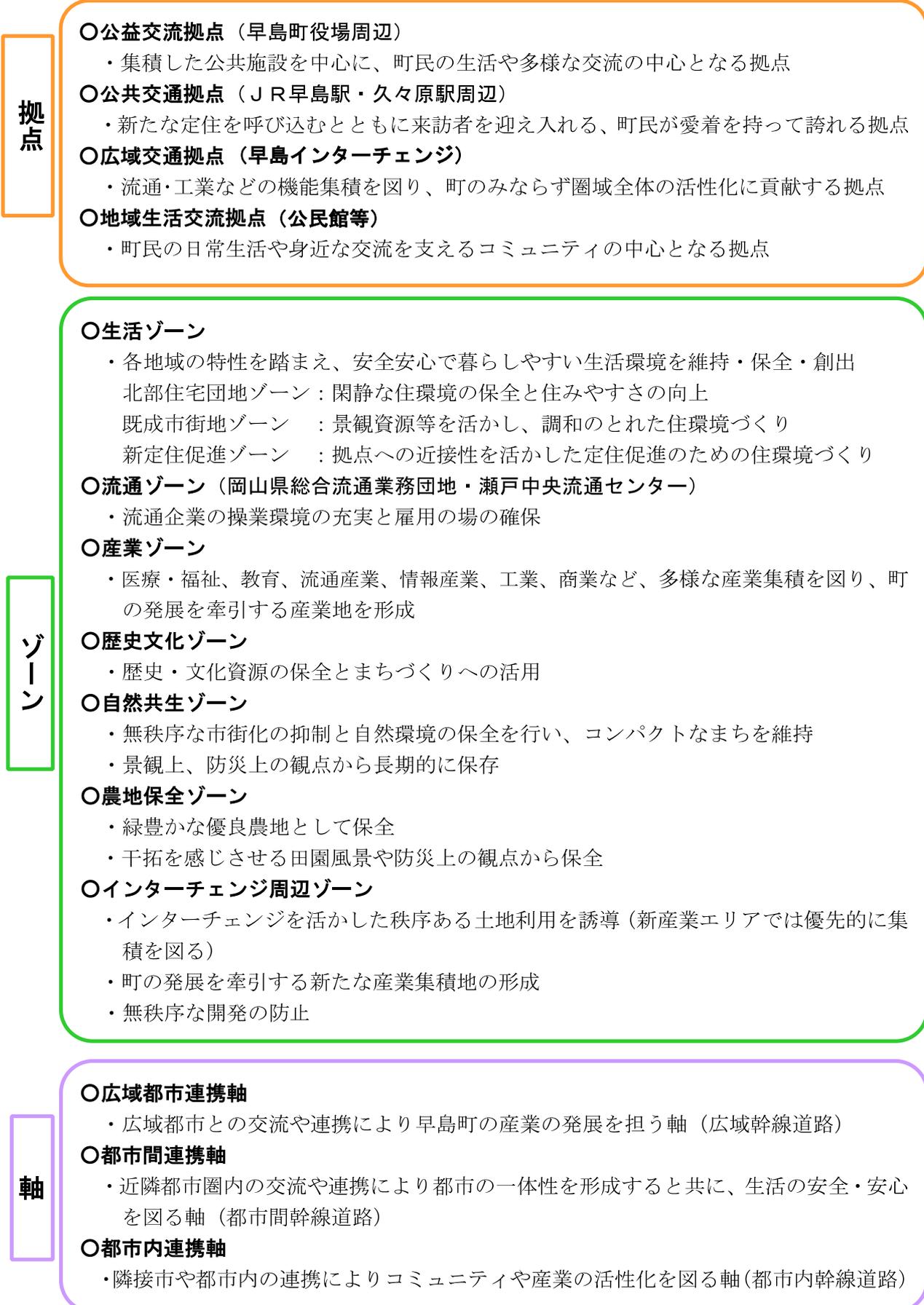


- ※ 新定住促進ゾーンは、現市街化区域に隣接するエリアで駅などの拠点性を活かしながら、順次定住の場づくりを進めるものです。なお、農用地区域となっている場合は、規制解除が必要となります。
- ※ インターチェンジ周辺ゾーンは、拠点性を活かす概ねの範囲として、インターチェンジの乗り入れ口から半径1 kmの円で囲まれる区域を示すものであり、秩序ある土地利用の誘導を図ります。

| 拠点 | | ゾーン | 軸 | |
|----|----------------------|---|----------------|--------|
| | 公益交流拠点 | 生活ゾーン 北部住宅団地ゾーン 既成市街地ゾーン 新定住促進ゾーン | 広域都市連携軸 | |
| | 公共交通拠点 (エントランス拠点) | | 鉄道 | |
| | 公共交通拠点 | | 高速道路 広域幹線道路 | |
| | 広域交通拠点 | | 都市圏連携軸 | |
| | 地域生活交流拠点 | 流通ゾーン 産業(流通・商業)ゾーン 歴史文化ゾーン 自然共生ゾーン 農地保全ゾーン インターチェンジ周辺ゾーン 新産業エリア | 都市幹線道路 | 地域幹線道路 |

7 資料：早島町都市計画マスタープラン(平成28年3月)

図表 25 拠点・ゾーン・軸の概要



5 まちづくりの基本目標

課題および改訂の方向性を受け、まちづくりの基本目標を以下のとおり定めます。

基本目標 1 機能とるおいがバランスした安全なまち

まちなみや都市機能、人口密度や世代の構成に地区ごとの特色があり、町外からの転入やUターン、世帯分離などの場面で、それぞれの生活スタイルにあわせて新たな住まいを確保できるまちを目指します。

まちの顔である早島駅を中核に拠点性を高める施設整備を進めるとともに、歩行者を念頭においた移動の円滑化やICT⁷を活用したまちの情報基盤の充実により、はじめて訪れる人にもわかりやすく、高齢者が安全に歩けるまちを目指します。

暮らしにうるおいを与える豊かな水と緑が、地球環境を保全し災害時に身を守ることの重要性についても日々気づきを与えてくれるまちを目指します。

【まちの具体像】

- まちなかの拠点が公共交通で結ばれ、歩行者が安心・安全に移動しています。
- 住宅・宅地が安定的に供給され、人口が増加しています。
- 災害に強いまちの基盤整備が進んでいます。
- 災害時に、住民は迅速な避難行動ができます。
- 美しく管理された公園や広場で、さまざまな年代の人が憩いの時を過ごしています。

【実現に向けた取組の方向】

都市基盤に関すること

- 11 総合的な交通体系の形成
- 12 災害の備えの充実
- 13 上下水道施設の整備

都市環境に関すること

- 14 適正な土地利用の展開
- 15 公園・広場の充実
- 16 営農環境の維持

⁷ ICT: Information and Communication Technology の略で、情報通信技術とも訳されます。インターネット上で多くの人が交流するようになり、かねてから使われてきたIT (Information Technology) を置き換える用語として、行政・事業者の間で使われるようになりました。

基本目標 2 安心と活力が魅力ある暮らしを支えるまち

公共交通機関であるコミュニティバスを利用して活気あるまちなかの商店を伝い歩き、駅に近い便利な暮らしを満喫することも、閑静な住宅地から週末ごとに車で出かけることもできる、住環境の豊かなまちを目指します。

暮らしを支える公共交通が充実し、日用品はもとより独自の逸品を供する《名店》が幾つもある、行き交う人で賑わいの絶えない活発なまちを目指します。

また、ワーク・ライフ・バランス（家庭と仕事の調和）や職住近接、テレワーク⁸などに配慮しサポートする企業が進出し、ニューノーマルが当たり前のこととして理解される働きやすいまちを目指します。

【まちの具体像】

- 新築や空き家の利活用が活発で、子育て中の若い家族をよく見かけます。
- 地域ごとに特色のある、手入れの行き届いたまちなみが広がっています。
- 町の内外から客が集まる個性的な店が増え、まちなかが賑わっています。
- さまざまなワークスタイルを受け入れる職場や、飲食店・小売店が増えています。
- 防犯情報の交換が活発で、高齢者や子どもを見守る目が増えています。

【実現に向けた取組の方向】

まちの活力に関すること

- 21 良好な定住環境の形成
- 22 飲食・小売業の活性化
- 23 立地をいかした新たな産業の展開

生活の安全・安心に関すること

- 24 雇用環境の向上
- 25 環境の保全と美化の推進
- 26 防犯情報の共有促進

⁸ テレワーク：ICTを活用した在宅勤務やサテライトオフィス、モバイルワークなど固定的な場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。

基本目標3 だれもが支え合い生き生きと過ごせるまち

新型コロナウイルスのパンデミックは、ひとつのボトルネックが連携するすべての体制を崩壊させるリスクを浮き彫りにしました。受益者の視点に立った《保健・医療・福祉》の連携を進めつつ必要な資源を確保する、いのちを守る構えと備えのあるまちを目指します。

保育や教育など次世代を育む体制についても、人口などの将来展望に立って良好なサービス水準が維持され、世代や境遇による格差が生じないまちを目指します。

また、健康づくりのための意識づくり・環境づくりが進み、いつまでも生きがいを持ってはつらつと暮らすために誰もが協力しあえるまちを目指します。

【まちの具体像】

- 医療・介護・生活支援のネットワークを、多くの事業者や有資格者が支えています。
- 見守り合い、支え合い、助け合いながらはつらつと過ごす人が増えています。
- 高齢者や障がいのある人が自立した生活をおくれるようになっています。
- 自分と他人の権利について正しい知識を持ち、お互いを尊重する意識が広まっています。
- 子どもが安心して遊べる場所と、見守る目が増えています。
- 保育を必要とする世帯が、希望する保育サービスを利用できるようになっています。

【実現に向けた取組の方向】**地域福祉に関すること**

- 31 地域の保健・医療・福祉の推進
- 32 高齢者福祉の充実
- 33 障がい者の自立支援
- 34 人権擁護の推進

次世代育成に関すること

- 35 子育て支援の充実
- 36 児童育成と健康の維持

基本目標 4 地域の生活文化を共有し次世代に継承するまち

小・中とともに町内 1 校という特色をいかした一貫教育の推進により、地域理解と国際理解を軸とした《はやしま学》を推進し、地域を支える協働・協学・協育に幅広く町民が取り組む、持続可能な「教育のまち・早島」を目指します。

学校教育のみならず、子育て支援からの途切れない教育支援や青少年を孤立させない地域活動への参画促進により、子どもの《生きる権利》《育つ権利》《守られる権利》に加えて《参加する権利》が十分に保証され、住民の中からまちづくりの担い手が育つまちを目指します。

また、これら評価の高い独自の取組を、少人数学級へのさらなる需要に応えつつ継続できる体制を維持するため、生きがいある暮らしを支える社会教育の現場で、多くの町民が《はやしま学》の学び合いに参加するまちを目指します。

【まちの具体像】

- 目と手が行き届く、充実した学校の運営体制が整っています。
- 芸術・文化、スポーツ・レクリエーションなどの活動が活発です。
- 子どもと大人が早島の文化と歴史を学び合う機会に恵まれています。
- 「早島町」と検索するだけで、幾つもの名所、名物がみつかります。
- 町民が国際社会を理解し、国際交流・協力を努めています。
- 町民が「早島について学び、未来を考え、持続可能なまちづくりを目指す」はやしま学を修め、実践できる施設やネットワークがあります。

【実現に向けた取組の方向】

教育と学習に関すること

- 41 学校教育の体制強化
- 42 スポーツ・レクリエーションの振興
- 43 文化・芸術の振興

地域の理解に関すること

- 44 地域資源の保全・活用
- 45 社会教育の環境整備
- 46 まちづくりの担い手の育成

基本目標 5 描いた未来へ手を取り着実に歩むまち

地域での《はやしま学》の学び合いや、自治会・NPO団体や企業との協働によるSDGsを踏まえた取組の中で、まちづくりの人材が世代を超えて現れるまちを目指します。

また、必要な一次情報にすぐ手が届き、若者や新しい住民、そして外部からの声が聞こえる、参画の間口が大きなまちを目指します。

行政経営にあたっては、社会情勢により刻々と変化するまちの将来像を共有し、財政や実施体制などの資源を逼迫させない緩急と強弱のある判断基準や、合意を形成する適正なプロセスを備えた透明性の高いまちを目指します。

【まちの具体像】

- 町の政策検討へ若い世代や転入したばかりの住民が積極的に参画しています。
- 地域課題の解決に、はやしま学を修めた住民も取組んでいます。
- NPO団体や企業など、町外に基盤をもつさまざまな主体が町内の活動に参加しています。
- 防災やまちづくりの情報、町の経営戦略や財政状況がわかりやすく共有されています。
- デジタル・ディバイド⁹が解消され、誰でも必要な情報を手元で見られるようになっています。
- 高度な政策分析や効率的な行政運営に外部の専門家が参画しています。
- 町の財政基盤が強化され、事業者と連携した早島ならではの施策や事業が展開しています。

【実現に向けた取組の方向】

地域自治に関すること

- 51 持続可能な住民自治の体制づくり
- 52 公聴広報の推進
- 53 地域社会のデジタル化

行政経営に関すること

- 54 ICT環境の整備と高度化
- 55 効率的な行政運営の推進
- 56 健全な財政運営の推進

⁹ デジタル・ディバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と、利用できない者との間に生じる格差のこと。

6 基本方針

改訂4次総合計画の施策体系は「5つの基本目標」に連なる「28の基本施策」と「103の個別施策」で構成していましたが、その効果を継続的に評価するため、基本施策については原則として枠組みを維持するものとします。一方、個別施策についてはそれぞれの取組結果と評価に基づき、必要に応じて加除するものとします。

基本目標で示した分野別の将来像を達成するため、基本計画では主に「受益者（対象）」ごとに「目指す状態」を具体化していきますが、施策・事業への展開にあたっては全分野共通のルールとして以下の4点に配慮するものとします。

(1) まちの独自性をみつける

定住先としての独自の強み（オリジナリティ）を発揮するよう取組みます。

居住に適したまちとして《遠くから見ると一体に見える》よう隣接する岡山・倉敷両市の動向を常にキャッチアップするとともに、それら両市の狭間でも《近寄ると際だって見える》まちとなるよう、施策ごとに独自の強みとなるポイントを明確化します。

(2) まちの成長力を高める

持続可能な成長目標の達成（サステナビリティ）に寄与するよう取組みます。

まちとしての持続可能性を担保するため人口の変動に対応した事業展開を進めることはもとより、個別の施策における目指す水準の設定や進行管理に際しては、持続可能な成長目標として具体化されたSDGsを活用します。

(3) 情報の共有を深める

参画と協働に必要な情報の入手（アクセシビリティ）を容易にするよう取組みます。

日々の仕事や生活だけでなく、町政や地域自治への参画・協働においても不可欠な地域の情報について、即時性、即地性、個別性、相互性、安全性等に配慮したものとなるよう、提供すべき情報の内容や発信・共有プロセスを具体化します。

(4) 行政サービスを安定する

根拠と意図を明確にし、説明責任（アカウンタビリティ）を果たせるよう取組みます。

施策を具体化する手法の選定においては、受益者と目指す状態変化を明確にして想定外のモレを防ぐとともに、ムリ・ムラ・ムダの解消に向けて効果と経費を定量的・包括的・継続的に把握します。